

専門教育への接続を重視した知的財産教育の試み

○阿濱 志保里, 木村 友久, 李 鎔璟 (山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター)

1. はじめに

知的財産推進計画において、知的財産人材の育成の重要性が指摘され、様々な施策に基づく実践が行われている。学校教育では、知的財産人材育成を専門的に行う専門職大学院において、知的財産を題材とした専門家育成が本格化している。大学や高等専門学校、高等学校及び初等中等教育段階においても、それぞれの学習段階や発達段階に沿った知的財産教育の事例が集まり、広がりつつある。こうした知財教育の広がりに対し、初等中等教育を含めた専門家養成のみに限らず、知財教育の普及推進が行われ、教育学の研究者のほか、学校現場の教職員や生涯学習・社会教育などの様々な学術的背景を持つ人々の連携や交流が深まり、知的財産教育のさらなる発展と教育システムの確立が進んでいる。

さらに、社会のグローバル化の進展に伴い、企業の求めるニーズの多様化が見られる。社会的ニーズでは、知的財産の理解は重要視されており、知財マインドを持ち得た人材輩出が求められている。特に、知的財産にまつわる諸問題の解決に当たっては、問題の国際化及び多様化に伴い、従来の知財マインドに加え、イノベーションに基づいた国際戦略を遂行する人材の育成が重視されている。それらの能力を兼ね備えた「知財活用人材（知財マネジメント人材）」の育成を図ることが求められている。加えて、社会からのニーズとしては高度な知的財産専門人材の養成だけでなく、社会人として身の回りにあふれる知的財産を適切に取扱うことができる汎用性の高い人材育成が求められている。

そこで、山口大学では、これまでの知的財産教育の教育環境の基盤を生かし、平成 25 年度より共通教育課程において、知的財産教育の必修化を行った。必修化に伴い、知的財産を専門としていない学生において、知的財産に関する基礎的な知識を習得することで、得られる効果としては、(1) 専門分野に加え、知財全般に対する基礎的知識・対応力を有する人材の育成による、日本の知財経済社会基盤の強化、(2) 学習指導要領に基づき知的財産教育を主体的に実践し普及させることができる指導的人材育成の効果による、初等中等教育における知財教育力の向上、(3) 実践的な知財知識・スキルの獲得を目指した教育を実施することによる、学生の就業力（就職率）の向上が想定される。平成 25 年度には、約 2000 人の学生が受講を予定しており、知的財産リテラシーを身につけ、2 年次以降の専門教育へと進んでいく。

そこで、本報告では、専門教育への接続を重視した知的財産教育の試みとして、1 年次の共通教育（基礎教育・教養教育）をベースに、知的財産を専門課程としない学部における専門教育への接続を意識した教育活動の試みを行った。

2. 専門教育への接続の提案

知的財産に関わる社会背景として、日本の国際社会における産業競争力の低下や経済社会の知財戦略を支える裾野人材の不足及び知的財産マインドの未醸成の影響が見られる。そこで、本プロジェクトでは、文系理系を問わず専門性や必要性に適合した知的財産に関する知識やその利活用スキルを社会の発展に役立つように駆使することができる人材の育成が必要を重視し、すべての学生への知的財産教育の必修化を平成 25 年度より実施した。

このプロジェクトにおける目標・ねらいは、①知財全般から技術経営を志向した知財教育まで実施することより、全学生の知財マインドを涵養する、②知財教育を通じて自己の学習と実社会との繋がりを実感することより、能動的学習を促進する、③研究や開発に際して必要な知財戦略を実行できる能力を養成することを目標とし、1 年次より、知財マインドの育成を目指し、学年進行に伴い、専門教育と知財との連携を深めながら、知財全般に関する知識の習得を目指した知財リテラシーの育成とそれぞれの学部の専門性との接続を意識したものを計画している。

そこで、専門教育への継続的かつ構造的な知的財産教育の提供がより専門教育の充実につながることを目指し、専門教育への接続を重視した教育課程の提案を試みる。

専門教育を経て、社会的で活躍する人材を育成するためには、専門科目の内容に知的財産

の要素を組み込み、実態に即した演習やケーススタディを盛り込む必要がある。また、専門教育での学習課程において、知的財産の学習内容を意識し、活用できることが重要であると考える。特に、学部の専門教育においては、グラデュエーション・ポリシーとの関連付けを行うことで、学部卒業で求められる能力の充実がはかられると思われる。グラデュエーション・ポリシーとは、学士課程教育における教育の質の保証を卒業時における具体的な将来像を示したもので、平成23年度文部科学省の答申に明記された「教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）」に対応するものという考えである。本学では、沖らが検討及び策定を進め、2005年4月より卒業時まで学生が身につけるべき基本的な資質を具体的に記述したグラデュエーション・ポリシーが策定され、公開されてきた。

3. 専門教育への接続の試み

知的財産に関する内容を取り入れる際、グラデュエーション・ポリシーと関連付けるだけでなく、各学部における専門教育の中で、取り扱われる具体的な内容（教育学部であれば、著作権法第35条の取り扱い方法を身につけ、経済学部であれば、商品開発演習で商標などの取り扱いを身につけること等）を重点的に解説し、各学部における専門的な事例を題材にアクティブラーニングの手法をもちいて、ケーススタディを行うことを目的とした。その位置づけとして、

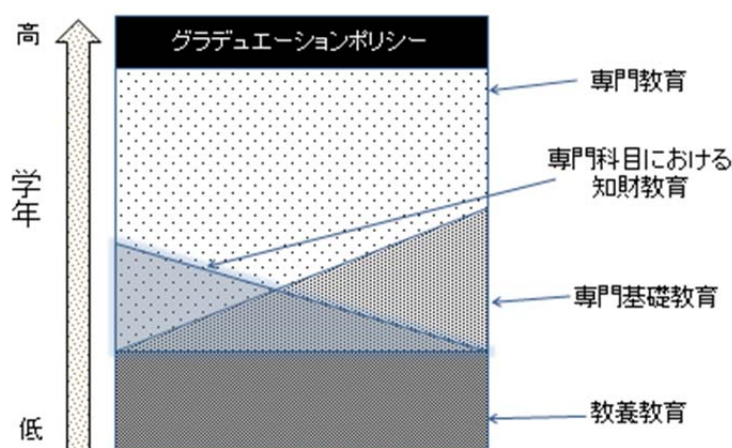


図1 カリキュラムマップ

教養教育で培われた知的財産に関する制度の知識を活かし、より専門分野に即した内容を専門基礎教育とのクロスカリキュラムにて提供することとした。クロスカリキュラムの要素を取り入れたカリキュラムマップを図1に示す。クロスカリキュラムの特徴としては、各科目の内容を相互に関連付けて学習するカリキュラムと定義され、本プロジェクトでは、知的財産に関する学習内容を関連付けた。

さらに、教養教育から専門教育への接続に関しては、評価のための基準の設定を行うことが適正な科目設定を行うことになる。評価手順としては、学習の系統性・継続性を重視し、教養科目と専門科目の接続性を担保する方法として、ワークシートを取り入れたポートフォリオを活用することとした。

4. まとめ

本報告では、各学部の専門教育において取り扱われる学習内容を各学部のグラデュエーション・ポリシーを参考にしながら、クロスカリキュラムの特性を生かした学習モデルの提案を行った。学習者は1年次より、専門教育と知財との連携を意識しながら学習を進めることで、2年次以降の専門教育へ継続性を持たせた接続が可能であると考えられる。

【参考文献】

- 1) 内閣府：「知的財産推進計画 2013」
- 2) 日本知財学会知財教育分科会（井口泰孝，世良清，松岡守，村松浩幸，竈原裕明，本江哲行，谷口牧子，木村友久，岡田広司，片桐昌直），「知財教育の現状と今後の動向」，パテント，Vol.64，No.14，pp8-18，2011
- 3) 文部科学省：「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学」（中央教育審議会），2012
- 4) 沖裕貴，田中均：「山口大学におけるグラデュエーション・ポリシーとアドミッション・ポリシー策定の基本的な考え方について」，大学教育，Vol.3，pp39-55，2006